

令和2年10月19日  
経済局消費経済課

第12次横浜市消費生活審議会から意見書を提出いただきました

## 「若年者への消費者教育の在り方についての意見」 ～成年年齢引下げを踏まえた消費者被害の防止に向けて～

本市では、横浜市消費生活審議会を設置し、消費生活に関する重要な事項の調査審議等をしていただいている。

第12次横浜市消費生活審議会（田中誠会長、平成30年10月1日から令和2年9月末まで）では、「若年者への消費者教育の在り方」をテーマに、2年間審議が行われ、10月15日に横浜市長宛に意見書を提出いただきました。



### 1 審議の趣旨と経過

田中会長 星崎局長

民法改正（令和4年4月1日施行）に伴い、成年年齢が引き下げられることにより、消費者被害が低年齢化する恐れがあり、若年者への消費者教育は喫緊の課題であることから、審議会では「施策検討部会」において検討を進め、この度、意見書としてとりまとめられました。

### 2 意見書のポイント

次の基本的な考え方と4つの方向性が示されました。

#### 【基本的な考え方】

自ら考え、積極的に行動する消費者を育てる

#### 対応の方向性1 【高校における消費者教育の推進】

- 教員向け研修等の実施及び授業支援
- 効果的な教材の活用
- 学校での取組強化

#### 対応の方向性2 【大学・専修学校等における消費者教育の推進】

- 教職員を含めた大学・専修学校等への情報共有の強化
- モデル校による検証

#### 対応の方向性3 【事業者、事業者団体、労働組合等における消費者教育の推進に向けた働きかけ】

- 従業員の消費者被害が事業者のリスクにもなり得ることから、特に若い従業員に向けた消費者教育の必要性を事業者に伝えるとともに、事業者が活用できる出前講座等の情報提供を行う。

#### 対応の方向性4 【啓発及び情報発信の効果的な手法の検討】

- 魅力的な啓発・情報発信
- 若者目線に立った啓発・情報発信
- SNS等を活用した情報発信等の促進
- 行政機関への来庁者等を対象とした啓発
- コロナ禍における啓発

※ 意見書の内容及び横浜市消費生活審議会、各部会の開催記録等については、横浜市経済局ホームページをご覧ください。

[<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/shohiseikatsu/mamoru/kyuusai.html>]

お問合せ先

経済局消費経済課長 津留 玲子 Tel 045-671-2573